

名桜大学リベラルアーツ機構規程

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学リベラルアーツ機構（以下「機構」という。）の組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、豊かな感性と知性をもった円満な人格形成を目指す名桜大学型リベラルアーツ教育を推進し、多様化する学生のニーズに対応するリベラルアーツ教育プログラムの開発・運用及び学習支援を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教養教育課程の運営に関すること。
- (2) 全学的な学生の教育交流の実施に関すること。
- (3) 全学的な学習支援の実施に関すること。
- (4) 全学的な教養教育方法の改善に関すること。
- (5) 全学的な教養教育課程の運営並びに学習支援実施の自己点検・評価に関すること。
- (6) 全学的な教養教育課程の学年暦、時間割編成、登録等の手続きに関すること。
- (7) リベラルアーツ機構及び学習支援センターの運営に関すること。
- (8) 学生会館 SAKURAUM 運営に係る連絡調整に関すること。
- (9) その他目的達成に必要と認められる活動に関すること。

(学習支援センター)

第4条 第2条の目的を達成するため、機構の下に学習支援を行う次の学習支援センター（以下「センター」という。）を配置する。

- (1) 言語学習センター
- (2) 数理学習センター
- (3) ライティングセンター

2 センターの組織及び運営については、別に定める。

(機構長)

第5条 機構長は、学長の指揮の下、機構の業務を掌理する。

- 2 機構長は、学長が指名する本学の専任の教授をもって充てる。
- 3 機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副機構長)

第6条 副機構長は、機構長の業務を補佐する。

- 2 副機構長は、機構長が推薦し、学長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、機構長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(センター長)

第7条 センター長は、機構長の指示の下、第4条に規定するセンターの業務を掌理す

る。

- 2 センター長は、学長が指名する本学の専任の教授又は上級准教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、機構長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(機構運営委員会)

第8条 機構の円滑な運営を図るため、機構に名桜大学リベラルアーツ機構運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、機構長が委員長となり議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。

(委員会)

第9条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 機構専任教員
 - (4) 教養教育専門委員会において選出された委員 2人
 - (5) 国際学群の各学系において選出された教員 各1人
 - (6) 人間健康学部の各学科において選出された教員 各1人
 - (7) その他機構長が特に必要と認めた者
- 2 前項第5号から第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定に当たり意見を述べるものとする。

- (1) 全学的な教養教育課程の編成に関すること。
 - (2) 機構担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (3) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 機構に係る規程の制定、改廃に関すること。
- (2) 教育方針、教育プログラムに関すること。
- (3) 機構改組等の教育研究組織に関すること。
- (4) 教育研究に関する自己点検・評価に関すること。
- (5) 授業科目の名称、単位数、履修方法に関すること。
- (6) 教員の採用、昇任、配置等の発議に関すること。
- (7) 機構運営及び予算に関すること。
- (8) その他機構の運営、教育研究に関する重要事項

(議事)

第11条 委員会は、必要に応じて機構長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、審議することはできない。
- 3 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。

(専門的事項を行う委員会)

第12条 第3条の業務を円滑に推進するため、機構に教養教育専門委員会を置き、必要に応じて特別な委員会を置くことができる。

2 教養教育専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 機構の事務は、教務課が処理する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、機構の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月25日)

この規程は、平成30年4月25日から施行する。